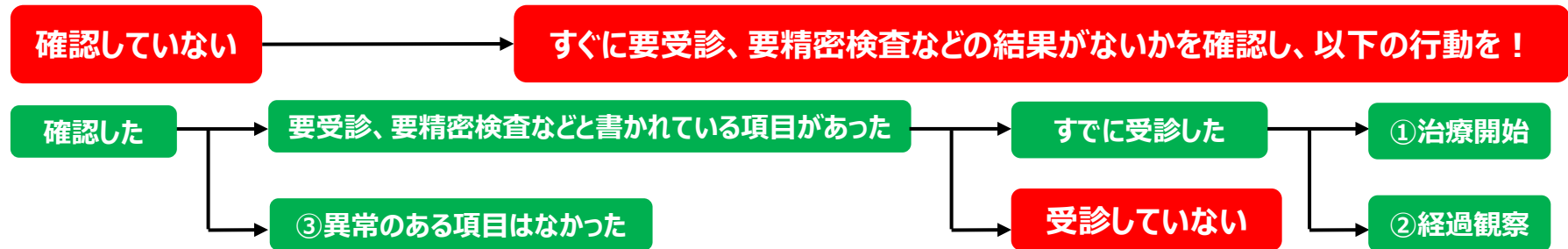


健康診断を受けた「あと」に行く必須事項について【社員向け】

【4月のお題】：健診後に必要な対処・セルフケアを理解する

●今年度の健康診断の結果を確認されましたか？



確認していない：病気を放置している可能性があります。必ず、健診結果を確認の上、必要な場合は受診をしてください。

確認した：①必ず継続的に受診をするなど、医師の指示に従ってください。お薬が処方された場合は飲み忘れにご注意。
 ②医師の指示に従い、再受診が必要な場合はその通りに（※自己判断での中断はやめてください）。
 ③加齢とともにがんや生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症、脳卒中、心筋梗塞など）のリスクが上がります。
 長く安全に働くためには栄養バランスの取れた食事、適度な運動、十分な睡眠確保を心掛け、
 今後「要受診、要精密検査」などの結果が出た場合はすぐに受診するなど、対処してください。

安全を守るためにも、健康を守る

平成22年、社員一人一人が心身ともに健康で、常に働く喜びに満ち溢れていることがお客様への最良のサービスにつながり、企業理念である「豊かな社会の実現」に貢献する源泉であるとし、社員が主体的に自身の健康づくりに取り組むことを謳う「ヤマトグループ健康宣言」が制定されました。

➡増加している健康起因事故を防ぐためにも、運輸業における健康管理は必須事項となっています。



まとめ

- ★健康診断の結果は必ず毎年確認してください。
- ★その上で、病院受診が必要と判断された場合は必ず早急に受診をするようにしてください。

健診後の措置について【人事・管理職向け】

必要な理由や法的根拠を確認してください

事後措置も事業主の責任の範囲

■ 労働安全衛生規則第44条に基づき、健診項目が定められているが、これらでわかるのは・・・

☞ 高血圧、糖尿病、脂質異常症、肝機能障害等の**兆候**

■ がん検診で分かるのはあくまでがんの**可能性**



★ 要医療・要精密検査判定 = 兆候や可能性がある場合、**ただちに医療機関を受診し、より詳しい検査・治療を受けさせることが必要であり、その結果を受けて配置転換など適切な措置を講じるまでが事業主の責任（安全配慮義務）**

判例（他社事例）

■ 過去に**事業主側の安全配慮義務違反**によって**賠償金の支払い**が命じられた例

A事件

心房細動、動脈硬化などの基礎疾患のある労働者が、業務に起因する過重労働、精神的負荷によって**急性心筋虚血**を発症し、死亡

→会社に約3300万円の支払いを命ずる

B事件

健康診断で**毎年高血圧の診断（要治療）**を受けていた社員が長時間かつ責任の重い業務に従事し、**脳出血**で死亡

→会社に約3000万円の支払いを命ずる

（関西GWB産業医 白川医師作成の資料より抜粋）

安衛法で事業主に定められている項目の抜粋

※**大変重要なのでよく確認しておいてください**

★第66条の4：健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に**異常の所見のある労働者**について、労働者の健康を保持するために**必要な措置**について、**医師の意見を聞かなければならない**

★第66条の5：上記による医師の意見を勘案し**必要があると認める時は、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければならない**

★第66条の7：健康診断の結果、特に**健康の保持に努める必要がある労働者**に対し、医師や保健師による**保健指導**を行うよう努めなければならない

ハイリスクや要医療対象者の受診を徹底させ、その後の措置を確実に行ってください